

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成30年3月9日（金）午前10時～午後1時25分

場所 第2・第3委員会室

出席議員（6名）

副委員長 鈴木麻住 委員 須藤智子 委員 梅村 均
委員 木村冬樹 委員 堀 巖 委員 宮川 隆

欠席議員 委員長 鬼頭博和

説明員（20名） 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 小野誠、同統括主査 小南友彦、福祉課長 富邦也、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同統括主査 丹羽真伸、健康課長 長瀬信子、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第4号	岩倉市教育環境整備基金条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第5号	岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第6号	岩倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第11号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第13号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第15号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 16 号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 17 号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 18 号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 19 号	岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 21 号	岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

厚生・文教常任委員会（平成30年3月9日）

◎副委員長（鈴木麻住君） 皆さん、おはようございます。

委員会を始める前に、一言お断り申し上げます。

当委員会の委員長であります鬼頭委員が、本日、身内の不幸によりまして欠席されています。私が委員長をかわりに務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案12件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審議に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可をいたします。

◎市民部長（柴田義晴君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

3月に入りましても朝晩と日中の寒暖差で体調を崩す人も多いというふう聞いておりますので、体調管理には十分気をつけていただきたいというふうに思っています。

また、あした10日、土曜日になりますけれども、お花見の季節の前にきれいにしましょうということで、毎年恒例の水辺の会が主催となるクリーンアップ五条川2018が行われます。議員の皆様におかれましても、ぜひとも活動に参加していただいて、一緒に活動していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

さて、本日は岩倉市教育環境整備基金条例の制定についてを初め12件の御審議をお願いするものでございます。

また、本日は説明者として統括主査以上の職員が出席をさせていただいております。議案審議につきましては、慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） それでは、審議に入ります。

議案第4号「岩倉市教育環境整備基金条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でもさまざまな質疑が行われたところである

というふうに思います。

ここでお聞きしたいのは、第2条の設置というところの文言であります、条例というものは、後で疑義が生じないように、できるだけわかりやすく限定的に文言を用いるべきだというふうに思っていますが、「市立小学校及び中学校における」ということは限定的でわかりやすいと思いますけど、「教育環境の整備」というところの教育環境の整備、これは非常に広い範囲で捉えることもできますし、判断がいろいろできる文言ではないかなあというふうに思ってしまいます。

今回の条例制定の提案に当たって、もう少し具体的でわかりやすい文言にすべきではなかったかなあというふうに私は思うんですけど、そういった点についてはどのような検討が行われたのでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） そういった議論も内部でもございましたし、例規審査委員会のところでもございました。もっと限定的に電気設備を整備するためということですか、もっと具体的にエアコンをとということも考えたところなんですけれども、この機器については本会議でも申しましたが、エアコンですか、それから空気環境ですか、ICT教育の関係にも処分して活用していきたいという考えもございまして、確かに表現としては大きな、わかりにくい表現になったかもわかりませんが、教育環境の整備ということでもとめたところがございます。

一方で、公共施設の整備基金のほうは、公共施設の建築、改修及び維持管理というふうにしておりますので、そのあたりとの区別をするということで、こういった表現にさせていただいたところがございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

内部の議論の中や例規審査会の中でもそういう意見はあったということで、本会議できちんと質疑をする中で、具体的な用途、処分して充当できる内容については答弁もされているというところでもありますので、今回の議論をきちんと記録、記憶しておいて、その後の拡大だとか、そういうふうにならないように努めていただきたいというふうに意見をしておきます。以上です。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

す。

議案第4号「岩倉市教育環境整備基金条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第4号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも申し上げましたけれども、今後の公共施設の複合化みたいところで考えますと、第2条の設置のところの児童福祉法第6条の3第2項に定める云々ということで限定的に記述がしてあります。しかし、実際、市または教育委員会が主催の行事であるとか、子ども会が使うときは、もう100%減免という形であらかじめ決まっている話で、あとは優先順位をどうするかという話だというふうに思います。

第一優先として、放課後児童健全育成事業の実施というのが第一目的として優先されるというのはわかりますけれども、以前、議会の中でも、目的外使用なのか本来の使用料なのかというところで紛らわしいし、ここの施設というのは指定管理者は想定されないというふうに思いますけれども、指定管理者が絡むとなると、減免の権限は今は市長にしかありませんし、そしてややこしい話にもなります。そういう観点で、この今回の児童クラブ施設についても多目的で使えるような条例にすべきではないかというふうに質問しましたけれども、その点の考察についてはなかったのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今のお尋ねの件でございますが、本施設を建設する際に、議会の附帯決議のほうでもいろいろと地域の交流ができるようにというようなことで、考慮するようにという御意見は頂戴して今回の施設の建設に入ったところでございます。ですから、当然、最初のところで、いわゆる本来の目的として利用するということに地域交流に関するようなことも目的として入れるかというところは、当然、例規審査委員会にかける前の段階でも事前のということでもいろいろと調整、

相談はさせていただいたところでございます。

考察の経緯といたしましては、もともと本施設が国のほうの補助金を受けております中で、子ども・子育て支援整備交付金のほうを受けて建設させていただくと。ここの中での交付要綱で、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するというようなところで用途のほうがきっちりと定められているところでございます。そして、補助金適正化法の中では、補助金交付の目的に反して使用してはならないというところまで定められておるものですから、基本的にはやっぱり目的以外は使用することは反するように考えられます。ですから、まず第一義におきましては、あくまでも放課後児童健全育成事業というところでさせていただきました。

それ以外の利用につきましては、とはいいまして放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準というのが国のほうで出ておまして、それを参酌してそれぞれの市の条例で放課後児童健全育成の運営に関する基準を定める条例というところで、専用区画については、専ら放課後児童健全育成事業を開所している時間帯を通じて、それに準ずるもので利用するというようにしている中で、ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないというふうに定めさせていただいた上で、あくまでも本来は放課後児童クラブというところで、先ほど申し上げました地域交流等に関しては、結果としては行政財産目的外利用のほうの許可という形で使用させていただくというふうに整理をさせていただいたものでございます。

ですから、あくまでも複合化施設というよりは、補助金を頂戴してやる児童の厚生施設に準ずる施設というところで整理をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも相当いろいろやりとりがあったというところで、この条例でスタートすることには異議はないわけではありますが、少し先々のことを考えますと、いろいろ疑念が湧いてくるところもあります。

代表質問で、今回は五条川小学校放課後児童クラブ施設の設置ということで条例化するわけではありますが、今後の放課後児童クラブ施設の展開という点でいいますと、代表質問の答弁でもありましたように、今後のところで曾野小学校、あるいは北小学校、こういったところで検討がされていくというふうに思います。

そういった点で、第3条の名称及び位置というものについてどう考えるかというところであります。児童館の条例とどうしても比較してしまうんですけど、児童館の設置及び管理に関する条例ということ言えば、別表で整理されているというふうに思いますが、今後の条例改正の中でそういう形にな

っていくのかもしれませんが、この辺についてどのような検討が行われたのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） そちらにつきましても、例規審査委員会のほうでも議論はさせていただきました。

まずもって、放課後子ども総合プランの中では、学校施設、余裕教室または敷地内に個別の建物というところでございまして、こちらのいわゆる設管条例ですけれども、こちらのほうは単独の施設をつくった場合に設置するところでございます。

したがいまして、南小学校や東小学校の余裕教室を利用させていただいているところは、こちらには入っていないところでございますので、今後の方針のところ、単独の施設ができた場合には、こちらにつけ加えさせていただくこととなりますので、そのときには別表による整理にかえさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑は。

◎委員（梅村 均君） 済みません、確認だけで、これまでに説明があったかもしれませんが、第六児童館から新しい施設になって、定員というのはどのように変化するのか、そこのところだけ確認させてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 新しくできる施設は2階建てで、それぞれで40人ずつの2単位ということでございますので、定員は80名にさせていただくと。それで、現在の定員は30名でございますが、新設は80名ということでお願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はよろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 参考までに、第六児童館というのが今後どうなっていくのかというのが何か決まっていることがあれば、お聞かせいただけないでしょうか。まだ決まっていなければ、それはそれで構いません。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 明確にこの先どうなるかというところは決定しておるところではございませんが、公共施設等再配置計画の中では議論されている施設であるということは認識しております。

また、放課後児童クラブを特別な施設でやることとなりますので、現在の第四児童館とかと同じように、今後新たな児童館機能というところで、どのような展開をしていくかというのは今後考えていくというところでございます。

◎委員（堀 巖君） 直接条例の審議には関係しないかもしれませんが、規則が配られました。規則の中で、使用の申請と減免の申請が時間差

になっています。現実的に考えると、利用の申請と減免申請というのは同時に出されるものではないでしょうか。これだと、規則によると、申請を出しまして、それが許可されて、その許可された後に利用許可者が減免の申請を出すというふうに読めますが、その時間差は現実的ではないというふうに思いますけれども。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 御意見のとおりで、この規則のつくりに関しましては、他の施設と同様のつくりにならざるような形では体裁を整えさせていただいておりますが、実際の運用のときにはやはり二度手間ということは避けるような形で、同時にやりとりをするということの運用にさせていただくことにならうかと思えます。

◎委員（堀 巖君） そこら辺は、ほかがそうだからじゃなくて、改めるところは改めればよいと思えます。やっぱり申請が同時にあって、利用申請と同時に減免の申請があるというふうに思うので、利用許可者ではなくて、その申請自体が却下されたときには減免も当然却下されるという流れになるというふうに普通は思うんですけど、やっぱり現実に即して例規は整備するようにしていかなければならないというふうに考えます。これは意見です。いいです、答弁は。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第5号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第5号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号「岩倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回のこの計画策定、国の義務で策定ということもありますけど、まず岩倉市の自殺者ですね、そういったところの現状は把握されていますでしょうか。差し支えないところでお聞かせいただければと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） おはようございます。

警察庁の自殺の統計になります。警察庁の自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が自殺対策推進室から公表されているものになります。そちらのものでは平成24年から28年の5年間で34人という状況になっております。5年間で平均しますと、6名から7名程度という状況になっております。

あと、わかる情報でいきますと、男性の人数が5年間で24名、女性が10名という形で、大体の割合としては7割の方が男性という形になっております。よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。計画策定におきましては、いろいろデータを参考にしながらつくっていただければと思います。

次ですけど、この計画策定における市民参加手続というのはどのようなものをとられる予定でしょうか、お聞かせください。

◎福祉課長（富 邦也君） 条例の中に、第4条に委員の組織という形で、市民の代表者とし、選ばせていただいております。その中では、市民委員の登録者や、広報で市民の方から募集を予定しております。

また、市内にお住まいの方に対し、20歳以上の中から無作為抽出により2,000人にアンケート調査を実施したいというふうに予定をしております。

それとあと、また、計画の素案をつくりますので、それに対しパブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見をお聞きし募集したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

じゃあ済みません、もう一つありますけど、委員会の組織の2番目に社会福祉団体等の代表者とありまして、この「等」というのが少し気になるのと、いわゆる民生委員さんが入る余地があるのかなあということも考えるわけですが、この「等」の意味とか、民生委員さんが入る余地があるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらの社会福祉団体等の代表者ということで、まず1つが社会福祉協議会を想定しております。

あと「等」ということで、社会福祉協議会と、あと民生委員の方をそちら

のほうで想定をしておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あと、私からは最後ですけど、この計画策定に当たって、非常に庁内連携が必要になってくると思います。国のほうで示されている事業の棚卸し事例集なんかをちょっと見てみますと、多岐にわたっているような部署がいろいろなことをしていかなければいけないのかなあというようなところでございます。いろいろな啓発、講演会ですとか、何か研修を受講してもらうだとか、そんなことが書かれておりますけど、特にこの委員会の中では行政機関のたくさんの方がこの委員会に入るといようなことがちょっと見られないんですが、庁内連携というのはどのようにされていくのか、その点をお聞かせいただければと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 自殺対策においては、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しております。医療、保健、生活、教育、労働などに関する相談機関など、いろいろさまざまな関係機関とのネットワークが重要となってきますので、そういったことから、市内の幅広い分野の関係課等に参画してもらい、庁内の横のつながりというか、横断的な体制づくりも検討しながら考えていかなければならないというふうに考えております。

◎委員（宮川 隆君） 岩倉市の単独のものをつくり上げるということだと思ふんですけれども、先ほど出ました過去の34件の事例に沿った形で岩倉市独自でつくる以上は、岩倉市独自の案件に基づいた計画策定がなされるような運営になっていくんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今、委員さんが言われたとおり、岩倉市独自のアンケートもあり、そういったことも審議しながら、自殺対策の委員会のほうで協議しながら計画をつくっていきたいと思っております。

また、他市の状況も見ながら、把握しながら、それに沿って計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） さっき平成24から28年の34人、7割男性という話がありましたけど、今、宮川委員が言われたように、岩倉市の実態として、昨今の、例えば年齢層であるとか、そういった細かいケースを見て、それに合致すると言ったらいいか、それに対する対策みたいなところを岩倉市独自というか、特色のある計画にしていくのが必要なのかなあというふうに思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今言われたとおり、岩倉市の男女比率とか、年齢とか、職業、労働関係とか障害福祉関係、いろいろな部門であると思ふんですけど、そういった岩倉市の状況と、あと各近隣の状況を把握しながら、岩倉

市でこういった取り組みをしていけばいいか、推進していけばということ、こちらの推進委員会の計画の自殺対策の中に盛り込んでいきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

それって平成28年4月に、本会議でも言いましたように、義務化されたわけです。今、30年3月なわけです。およそ2年間あった。県とかの動向を見ながらという話がありましたけれども、先進地では既に制定されているところがあって、この2年間でどのような議論が、今言われたように、どのような取り組みがなされたのかということについてはいかがでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今、計画の中で、自殺対策の形では自殺対策基本法が平成28年4月に一部改正されましたので、それに伴い県、市町村に義務化されたということで、岩倉市のほうも、その状況を見ながら計画の体制について検討をしてきたところなんです、国のほうからまだ計画策定に関する詳しい情報、こういった計画をつくれればいいのかとか、そういった情報がまだ入ってきていない状況でしたので、平成29年11月に自殺対策計画策定ガイドラインが示されましたので、その政策に関することから自殺に関する計画の策定に関することがわかりましたので、他市等の状況も聞きながら、把握しながら、平成30年度に岩倉市のほうは策定することとしました。

あと愛知県内では、あま市のほうが事前に計画のほうを今年度策定中があります。あとほかの市では、まだ計画をつくっているところはありませんので、よろしくお願いします。

◎委員（堀 巖君） 最後ですけれども、本会議でも言いました主たる役割として、第3条にまず策定があります。策定してから、その計画を推進していくという、そういう流れになっています。

よって、私は、本会議では策定推進委員会が望ましいのではないかなというふうに述べたわけですが、その点について再度お伺いいたします。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらのほうは、委員のほうから御指摘がありました、例規審査会で審査していただき、庁内の手続を踏んで、こちらの条例名については決めさせていただきました、事前に。

今までの中で参考に、今までの岩倉市の条例でも、例えば最近であります、平成29年6月に岩倉市障害者計画推進委員会条例にも同じような形で、所掌事項のほうに計画の策定に関する、推進に関する、と明記されております。

また、あとほかの岩倉市の関係でも、岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例、ほかは岩倉市地域福祉計画推進委員会条例、岩倉市教育振興基本

計画推進委員会条例、そちらの項にも所掌事項のほうに同じような形で計画の策定に関すること、また推進に関することと明記されておりますので、そちらを参考にしまして、こちらのほうを決めさせていただきましたので、また例規審査等に御意見を聞きながら今後も決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど課長の答弁にありました平成29年11月に示された厚生労働省の策定ガイドラインについて、本会議でも少しお聞きしました。このガイドラインの中身を見ますと、安倍政権になってからアウトカム指標ということがよく言われているんですけど、評価指標等を盛り込むということで、こういった点をどういうふうにしていくのかというところが、ちょっと検討が必要なことではないかなあというふうに思っています。

それで、先ほど自殺者の動向が5年間で34人ということではありますが、岩倉市の場合、自殺者の人数というのはこの間いろいろな場で確認してきています。多いときもあれば少ないときもあるというふうに思っています。私が把握している最近のものでは平成27年に3人だったというふうに思いますが、こういうふうに波があるというふうに思いますが、その状況についてまずお聞かせください。

◎福祉課長（富 邦也君） 先ほど言われました波がある状況、自殺者の統計によりますと、岩倉市の状況としましてもやっぱり波がある、社会情勢等関係はしてきますので、そういった情勢、地域の課題とかありますが、そういった状況に応じて自殺未遂等、そういった方がふえたり減ったりという状況がありますので、そういったものを把握しながら地域課題を見つけて、計画の推進に取り組んでいきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） 今ちょっと具体的な数字が示されませんでしたけど、私が記憶しているところでは、10人ぐらいのときもあれば、7人、あるいは3人というときもありますし、全国的な流れは3万人以上というのがずっと続いてきて、ここ数年でそれを割ってきたというところはありますが、特徴的には若い人の自殺がふえているとか、そういう特徴はあるというふうに思っています。

ですから、そういうものに見合った計画が必要だというふうに思いますが、例えば自殺が多い地域というのはやっぱり全国的にあって、そこについては特性もあって、特別な対応だとか特別な計画が必要だと思いますけど、岩倉市のような一桁で推移していているような状況のところでは評価指標等を盛り込むというふうに言っても、非常に困難性があると思います。状況によって、1人自殺者が出たら、その目標がオーバーしてしまうということに

なってしまうものですから、こういう少人数のところはガイドラインでも、少ないところについてはこういう対応をしてほしいみたいなどころが書かれていたと思いますけど、その辺のところは岩倉市は入るのかどうか、この評価指標を盛り込むというところについてどういような計画にしていこうと考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 先ほどの、その前の質問の中で、自殺の24年から28年の件数につきましては、数字がわかりますので、公表されておりますので、お知らせしたいと思います。

平成28年度につきましては6名の方になります。27年度につきましては3名、26年度につきましては7名、25年度につきましては同じく7名、24年度につきましては11名という形で、合計34名という形になっております。

あと、岩倉市は小さいまちで、地域によって格差というか、自殺の状況等、自殺未遂とか、そういったものに関して大都市と比べまして状況は変わってくると思いますので、そういった岩倉市の状況も把握し、国のほうからプロファイリングとか、そういった情報が来ますので、そういったものをもとにして、こちらの計画のほうを取り入れて、推進会議のほうで参考にさせていただいて、地域の課題といったところ、岩倉市の課題等を見つけながら計画に盛り込んでいきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

具体的に計画がつくられていく中で、特にこの常任委員会のほうにも情報を示しながら、意見を求めていっていただきたいなあというふうに思います。特に評価指標等を盛り込むというところが気になります。一桁で推移しているようなところに評価指標を盛り込むなんていうことは本当に有効なものなのかという疑念がありますので、そういうところも含めて、今後一緒に議論していきたいなあというふうに思います。

あとお聞きしたいのは、第4条の組織のところ、先ほど来、それぞれの号のところに対象となるのはどんな人かというようなことも、本会議でも答弁があったところだというふうに思います。また、市民の代表の中には公募や市民登録制度からの委員も考えているということでもあります。

それで、この6号の市民の代表者というのだとか、それぞれの号の対象人数といいますか、どのように考えているかというところについても、少し細かいですけど、想定しているものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 初めに、識見を有する者としまして1名を想定しております。これは、福祉に携わる大学の教授を考えております。

次に、社会福祉団体等の代表者としましては、社会福祉協議会と民生委員を想定しております。あと教育関係の代表者としましては、小学校または中学校の校長を想定しております。あと医療機関の代表者としましては、医師、あと臨床心理士、精神に関することにかかわってきますので、臨床心理士の方を想定しております。あと江南保健所長、またはその指名する者としましては、江南保健所の専門職の方を想定しております。あと市民の代表者としましては、市民登録者、また市民公募等で、広報で掲載し募集をしていきたいと思っております。そちらは2名になります。

あと医療機関のほうは2名、済みません、ちょっと言い忘れましたが、医療機関のほうは医師と臨床心理士ということで2名という形です。

その他の市長が必要と認める者としましては、こちらのほうで想定しているのは労働の関係者、働く方の関係者としまして、ハローワークの職員、またその他では高齢者の方もありますので、お年寄りの方も見えますので、老人クラブ等を考えていまして、そちらのほうは3名その他で想定をしております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。識見を有する者を先頭に12人ということで、区分がわかったということでもあります。

なかなか医師も含んでというところで、非常に運営がどうなのかなあというふうに思ったりもするんですけど、また市民の代表という点でいうと、公募の人と市民登録制度ということで、それ以外に、老人クラブからの人も含めて市民の代表かなあというふうに思いますけど、ぜひ活発な議論が進められていい計画になるように希望をして、質問を終わりたいと思います。

◎委員（宮川 隆君） ちょっと確認の意味でお伺いしたいんですけども、先ほどから、国のほうから出てくるデータに基づいて一定計画を考えていきたいというようなお話もあったんですが、私、職業柄、自殺者に直接かかわったり、御家族とかかわる案件が過去に幾つもあるんですけども、その年度ごと、経済状態や、そういう要素とは別に、年度でというよりも時期的に発生件数というのはかなり左右されるんですね、この月は多いとか、この時期は多いとか。そういうようなデータというのも把握された上で、この委員会のほうで議論されていくという考えでよろしいんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 済みません、もう一度お願いしていいですか。

◎委員（宮川 隆君） 国から示されるデータに基づいてということだったんですけども、先ほどの質疑の答弁の中で年度ごとの件数というのが出ていたんですけども、経験上、年度の中でも自殺者が多い時期というのはあるわけなんですね。そういうのも踏まえて、この時期にこういう対策が必要

だろうというような計画を策定する、もしくはそういうデータというのを示された上で計画が進められていくのかということをお聞きしたいと思います。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今、御質問をいただきましたように、年度の中でも若干自殺の発生のしやすい月というのが国の集計しているデータ上もありますので、岩倉市としてそれだけの波があるかどうかというのは、もともと人数が少ない中で把握しづらい部分はあると思うんですが、やはり全国的な傾向と、そんなに理由としては変わらない部分も出てくると思うんです。そういった詳細なデータにつきましては、今後策定をしていく中で、もう少しきちんとデータをそろえて、内容を見ながら、そういったものも把握した上で、踏まえて、計画を策定していきたいというふうに考えています。

◎委員（堀 巖君） さっきの人数なんですけど、第4条のところ、その他市長が必要と認める者を、あらかじめ3人で見込んで構成するというのはいかなるものかというふうに思います。木村委員が言われたように、老人クラブはやっぱり市民の代表者としてカウントすべきではないでしょうか。

それからハローワーク、職業安定所についても、もう計画当初からわかっているのであれば、労働者関係の云々というところで号を設けて、入れるべきではなかったのかなあというふうに思うんですが、その他市長が必要と認める者を3人入れるというところは、もう最初からの構想としてあったんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 協議する中で、いろんな自殺の関係に関して勉強しまして、その中でどういった関係者が必要かというものを協議した中で、やっぱり労働の関係が必要、または高齢者の関係、あといろんな分野の方が必要ということがわかりましたので、その中でどういった関係者に入っていたら一番いいのかなあということで、この中で代表として、その他で今言いました労働関係、または老人との関係、またはこちらは福祉課ですので、障害の関係とかいろんな関係がありますので、そういった代表者の中からその他を決めていきたいと思い、こちらのその他で今報告させていただきました。

◎委員（堀 巖君） 本来的にはその他市長が必要と認めるとか、その他特に必要と認めるというのは余り多用すべきではないというふうに思います。

それからもう一点、自殺未遂という話が出ました。これまでも平成18年に基本法ができてから、岩倉市としてはいろんな取り組みをしているはずなんですね。心の相談であるとか、そういった相談に来る人の数であるとか、自殺未遂の数であるとか、その数は結構たくさん数になっていると思います。

それも含めて見ていかないとというふうに思います。

さっき木村委員から一桁という話がありましたけれども、自殺未遂を含めると結構な量になるのではないかなあというふうに思いますし、そこから辺のこれまでの取り組みも含めて、きちんこの計画に成果というか、取り組みの経緯も踏まえてということになるかというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今までの事業、心の相談とか、そういった事業をやっておりますので、そういったところの連携も図りながら、取り組みながら、聞きながらこの計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

済みません、少し訂正をお願いしたいんですが、先ほど年度別というふうに報告させていただいたんですが、これは年という形になりますので、年度ではありませんので、よろしくをお願いします。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第6号「岩倉市自殺対策計画推進委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） モデルケースの資料をいただいて、非常にイメージしやすい形になっています。この点については非常に感謝いたします。

それで、本会議でも、上がる世帯が4.2%、下がる世帯が94.8%、変わらないが1%ということで、圧倒的に多くの世帯が国民健康保険税が下がるということであります。そういった点で、議会の答弁どおり努力していただいているということについては、改めて評価したいというふうに思います。

そういったところで、資産割がこれまで賦課されていた世帯というのが4割というふうに聞いています。賦課されていない世帯が6割ということでありますけど、いわゆる所得が低い層で資産割賦課世帯というのはどのぐらいあるのかなあというふうに思うわけです。ですから、所得の低い層は下がるものの、所得割がなくなる、廃止という影響が非常に大きくて、比較的所得の高い世帯が下がるというようなことも起こり得るのかなあというふうに思いますけど、資産割の廃止についてどういう影響が市民の中にあるのかという点については、何か指標になるようなものが示していただければありがたいなあと思いますが、いかがでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎副委員長（鈴木麻住君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま資産割の廃止に伴いまして、所得のある世帯がどのような影響を受けるのであろうかと、そのような御質問をいただきました。

まず、岩倉市の国民健康保険の加入世帯の所得階層について御説明をしたいと思います。

国保の加入世帯で、100万円以下の所得階層の方が56.1%、200万円以下となりますと78.9%と、そういった割合となっております。そのうち100万円以下の世帯で資産を保有していらっしゃる保有率となりますと、少し細かいところになりますが、100万円以下で35.1%、100万円から200万円の間で45.3%というようとなっております。あと、300万円を超えると大体5割から6割、所得が高くなるほど資産の保有率も高いと、そのような状況となっております。

◎委員（木村冬樹君） 何か難しい質問をしてしまって申しわけありません。よくわかりました。意外と所得が低い世帯でも資産割がかかっていた人があったんだなあということを理解いたしました。それを、トータルとして4割の方の資産割がこれまで賦課されていたということだというふうに思います。

それともう一点ですけど、社会保障制度全てに言えることだというふうに思いますけど、社会保障の理念ということを繰り返し言っています。所得が低い人は低い負担、所得が高い人は高い負担をしてもらって、平等に給付が

受けられるというのが所得の再分配ということで、社会保障の理念として正しい方向ではないかなあというふうに私は考えています。憲法25条も、そういう立場でつくられているというふうに思います。

それで、賦課限度額についてなんですけど、今回は賦課限度額については改正はしないということであります。この賦課限度額が、所得の高い世帯の負担が抑えられるような仕組みになっているということは間違いないというふうに思います。具体的な所得を計算していきましてもわかるというふうに思いますけど、この賦課限度額によって、どんなに所得が高くて、その限度額で負担が抑えられるということでもあります。

それで、賦課限度額の引き上げというのは、地方自治体で条例を改正して行うという際には、どういう場合に条例改正が行えるのか。例えば市の独自の判断によってできないのか、あるいは国が指示するところでしかできないということなのか、こういった点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 賦課限度額については、地方税法のほうで定められておりまして、その限度額を超えることはできないということで、限度額の範囲内で条例に定めるということが出来ます。

あと1つ、先ほどの御質問で、御説明が少し不足しているところがありましたので、御説明をしたいと思います。

先ほど100万以下の資産の保有率のお話をしました。資産の保有率35.1%というお話をしましたが、所得が1万円以下の方については19.1%という資産の保有率でありますので、少し説明を加えさせていただきます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

法定の賦課限度額というのが地方税法で決められて、その範囲で地方自治体は条例で対応していくということだというふうに思いますが、今の法定の賦課限度額というのは、この89万という数字なんでしょうか、その辺についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） そのとおりでございます。現在は89万円です。以上です。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正につきましては、ごく限定的なケースについての改正だというふうに思っております。

具体的に言いますと、障害のある人が県外の医療機関に入院していて、それでもって後期高齢者医療制度に移行する年齢、障害の方だと65歳になるの

かなあとお思いますけど、こういう年齢に達した場合、岩倉市に住んでいた人が県外の医療機関に入院するというケースですから、非常に少ないというふうに思いますが、こうした人たちが岩倉市の障害者医療費の支給制度の対象となるという改正だというふうに思います。

こういったケースについては非常に限定的だと思えますけど、対象者についてはどうなのか、これまで、今後を含めてどのように見ているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 現在、そのような対象者の方はいらっしゃらない状況です。

前提が国民健康保険に加入されている方で、国民健康保険の制度の中での特例、住所地特例という制度が適用になっている方なものですから、かなり限られた方にはなってくるかと思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） そもそも論をちょっと教えてください。どうして住所地特例が望ましい、そういう制度ができているのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 住所地特例がそもそもあるのはなぜかというところなんですけど、施設ができたり、高度な医療ができる病院ができたりすると、そちらに入院される。そうすると、その市町村に住所を動かして、その市町村で国保を見る、後期高齢を見るとなると、その市町村の負担が大変大きくなる、その負担をふやさないように、もともと住んでおられた市町村が引き続き見ると、財政負担のところを考えた制度であるというところがございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第14号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも質疑があったところで、もう少し詳しく聞きたいなあというふうに思います。

今回の改正の趣旨については、よく理解するところであります。そういった中で、本会議でも、県の国保運営協議会、新しく設置されたものでありますが、これには被保険者を代表する委員の中に公募委員が入っているということであります。この際、市の国保運営協議会における第2条第1号の委員の中にも公募委員を入れたらどうかという提案があつて、研究をしていくという答弁があつたところでありますが、県の国保運営協議会の被保険者を代表する委員、3人のうち1人が公募でありますけど、あと2人の方がどういう方なのか、また岩倉市の第2条第1号の委員につきましてはどのような方になっているのか、こういった点について少し教えていただきたいといます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 県の方の被保険者の代表がどのような方かについては、把握をしております。

また、岩倉市での被保険者を代表する方については、国民健康保険の加入者の方の中から、私どものほうから適任だと思われる方にお声をかけて務めていただいているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。県のほうの被保険者を代表する委員についても、把握をしておいていただきたいなあというふうに思います。

それで、岩倉市の第1号の委員ですけど、国保についてももちろん一定の識見がある人たちでないといけないというふうに思いますが、例えば国保運営協議会、今回の国民健康保険税条例の一部改正や制度の大きな変更、県単位化という大きなものでありますけど、こういったところについて国保運営協議会ではどのような議論がされているのかなあというふうに思うんですけど、そういった点についてどのような意見が出ているのか、活発な議論が行われているのかも含めて、少し状況を教えていただきたいといます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎副委員長（鈴木麻住君） 休憩を閉じ再開します。

木村委員の今の質問は、財務委員会までに回答を準備しておいてください。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第15号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 確認をさせていただければと思いますけど、市の高齢化率についてでございます。

第7期の計画案を見させていただくと2017年10月1日で24.6%となっておりますけど、これでいいでしょうか。もしまた、新たに最新の数値等があれば教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

高齢化率のほうですが、29年10月1日現在24.6%になります。

最新の数値ですが、3月1日現在で24.8%になっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あと、第7期の事業計画の中で介護予防事業の取り組み、この辺がどのようになっているのかを、ちょっといま一度お聞かせいただければと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

介護予防事業の取り組みということで、一般介護予防事業の取り組みについて御説明させていただきたいと思っております。

計画の中には、スクエアステップのほうを地域で展開していくということを記載させていただいておりますが、まず今、スクエアステップのほうは月

1回、体育文化センターのほうでやっております。もともとスクエアステップのほうは認知症予防ということで、数年、長寿介護課のほうで進めてきました。それをまず30年度以降、今北部のほうでやっておりますので、南部の方も参加できるようにと思ひまして、南部のほうでもう1カ所開催、実施していきたいと考えております。

それとあとスクエアステップのほうも、やはり参加できる対象の方がどうしても運動のできる人というような形になってしまいますので、スクエアステップよりもっとやさしい体操というか、運動のほうが身近なところで受けられるように、今体操の内容だとか、どのように展開していくのかというのを今検討中でございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 代表質問や本会議の議案質疑の中でも、所得段階を12段階にしてどうなのかというところで、基準額には大きな影響がなかったという市長の答弁がありましたし、同じような答弁が議案質疑でもあったというふうに思います。

それで、具体的にその第12段階として、1,000万円以上の所得段階を設けて乗率を2.0にしたような場合について、具体的に基準額はどのような影響を及ぼすのかという具体額について少し、シミュレーションしたということでもありますので教えていただきたいと思ひます。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 第7期の保険料基準額4,953円を設定するに当たりまして試算した12段階では約7円の減額であり、大きな減額につながらなかったため、今回第7期では変更を行わなかったものであります。

◎委員（木村冬樹君） 7円ということで、さほど影響はないというふうに私も思うわけです。

しかしながら、例えば第9段階以降のところの刻みが、第9段階では200万円、第10段階では300万円という形になっていますので、これをもう少し細かく段階設定をすれば影響というのは少し変わってくるのかなあというふうに思っています。

そういった点で、県内あるいは近隣市町村の段階の設定状況について、例えば岩倉市が11段階ですけど、12段階以上設定しているところがどのくらいあるのか、具体的な自治体名も含めて教えていただきたいと思ひます。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 近隣の状況ということでお答えをさせていただきます。

小牧市、江南市、大口町、扶桑町では、岩倉市と同様、第6期からの変更をせずに同じ保険料段階に設定をされていると聞いております。

なお、小牧市が11段階、江南市が10段階、大口町が11段階、扶桑町が12段階であります。

なお、犬山市におきましては、今回11段階から13段階に変更されると聞いております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

岩倉市の11段階よりも扶桑町の12段階、あるいは犬山市が今回13段階ということで、段階をふやしているということです。段階をふやすということは、やはり基準額を抑える効果を見てというところで間違いないというふうに思いますので、それぞれがどのような状況になっているのかということの把握を努めていただきたいというふうに思います。

この点については、ここまでとしたいというふうに思っていますが、もう1点の主な改正内容という点で、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しということで、第4条関係の改正でありますけど、これまでとどう変わってくるのかということと、その長期譲渡所得及び短期譲渡所得というのは、土地の売却などにかかわる所得だというふうにお聞きするわけですが、具体的にほかにどういうものがあるのか、特別控除の額というのはどういう形になっているのか、こういったところについて少し、税務課のほうになるかと思いますが、教えていただきたいと思えます。

◎税務課長（岡本康弘君） まず影響からでございますけれども、合計所得金額という言葉の意味するところで、今までのところで言いますと、譲渡所得に係る特別控除が除算をされない形で合計所得金額が出されておりました、それをもとにして保険料率が適用されておりましたが、今後につきましては、特別控除の金額が除算された金額が適用されるという効果がございます。

譲渡所得自体は、譲渡をする前に所有していた期間によって長期と短期と分かれてございますけれども、実際には、譲渡所得として課税されるものにつきましては土地や株式がございまして、そのほかにもゴルフ場の会員券であるとか、金の地金、船舶、骨とう、貴金属、こういったものだったりとか、特許権や漁業権、こういったものも譲渡所得の対象になるものでございます。

ですけれども、今回、除算をする特別控除というものに関しましては、不動産の譲渡に限定されたものでございます。不動産の譲渡で適用されるもので、今回上げられておりますのは、収用による譲渡が行われた場合の5,000万円控除、それから特定土地区画整理事業のための譲渡に適用される2,000万円控除、それから特定住宅地造成事業等の譲渡に適用される1,500万円控除、農地保全合理化等のための農地等の譲渡の場合に適用される800万円控

除、それから居住用財産を譲渡した場合に適用される3,000万円控除、こういったものが除算をされる形になる改正でございます。以上です。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑は。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの梅村委員の質問は、押しなべて全国的にもそうなんでしょうけれども、保険税の額が上がってきていること。それを抑えるといういろいろな事業がやられている、健康増進のために、その一つとしてスクエアステップという話があったというふうに理解しているんですけども、そういった岩倉市の上がる、今後も含めて傾向と、全国的な傾向と、そのいろいろやっている事業がどのように効果が上がっているかということについてお聞きしたいわけですけども。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）
どのような取り組みをして、どう効果が得られているかということですが、まず介護予防事業で、済みません。他市町の状況ではなく。

◎委員（堀 巖君） いや、わかる範囲でいいので、岩倉市のそういった取り組みが、功を奏して全国的な額の上昇と比べて抑えられているのかどうなのか。結構他市だともっと高いところもあるでしょうし、そういったところ、わかる範囲で結構です。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）
抑えられているのかどうかということとははっきりわかりません。実際、岩倉市のやはり介護予防事業をもっと強化していったいかなければいけないとは思っております。

その1つとして、先ほどもスクエアステップというお話をさせていただきましたが、スクエアステップだけではどうしても、全ての高齢者の方に向いているのかということ、スクエアステップ自体は向いていないと思っているんですね。そうすると、皆さんが身近で受けられる体操はどういったものがあるのかということ、今担当課、ほかの地域包括のところの職員も含めて話し合いをさせていただいております。

ほかの市町ですと、そういった独自の体操を、例えば町で20カ所やっている。その効果として給付費が抑えられたという結果も聞いておりますので、そういった取り組みができたらなということで、今検討している状況です。以上です。

◎委員（木村冬樹君） そうですね、なかなか今課長の答弁、非常にいい答弁だったと思っています。

スクエアステップが全ての方に向いているというふうには思っていないということで、新たな方法で抑えるような取り組みを検討したいということだ

というふうに思います。

今回、介護保険料がこの間ずっと2000年4月から始まって以降、3年に1回の見直しのたびに介護保険料が上がるという、これは高齢化率が高くなったりだとか、サービスの区分がいろいろふえてきたりだとかといったところ、やっぱり一番大きいのは入所する施設がその市町村にできたことだというふうに思いますけど、今回は非常にこれまでの伸びと比べて抑えられた伸びだというふうには思っているところですが、その大きな要因というのはどのように見ているのかという点について、担当課としてはどのように考えているんでしょうか、わかりましたらお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 給付費の伸びという点でよろしいかなと思いますけど、一定施設整備につきましては、現在既存で整備がされている施設が充足しているというところもあるのかなと思います。

今後、居宅サービス、地域包括ケアシステムが進む上では、居宅サービスもふえていくところではございますが、比較的、今岩倉市は高齢化率もほかと比べると低く、要介護認定者も要介護認定率も低いというところもございまして、そういう意味では、給付費はそれほど伸びてこないのかなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

自治体の状況はそうだというふうに思います。

もう1個視点があるというふうに思っています、というのは、この間の制度改正といっても括弧づきの改正というふうに議事録は整理してほしいですけど、さまざまな法整備、法改正、この改正も括弧づきでお願いしたいですけど、こういう中でいわゆる利用者の負担がふえるだとか、被保険者の負担がふえるというやり方の負担増。それから給付を抑えるという点での補足給付の制限が加えられたりだとか、特別養護老人ホームの入所が原則要介護3以上となったりだとか、こういったことも影響してきているのではないかなというふうに思うところではありますが、その点について、今なかなか答弁を求めても難しいというふうに思いますが、こういった国の制度として給付費が抑えられてきているということと、自治体の状況によって抑えられているというところと2つの面を見る必要があるというふうに思いますが、こういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 国においては、やはり介護予防・日常生活支援の充実等も今回の計画のポイントとして上がっております。

また、在宅介護の限界を高めるという点も給付を、あと地域包括ケアシステムを構築していくということで、住みなれた地域で暮らしていただくとい

うことを進めているところでもあります。

岩倉市においても、そういった自立支援、重度化防止等の取り組みも進めていく中で、介護予防等も同時に進めていきたいと考えております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 給付費の伸びというのが、ほかの市町と比べると小さいというような御答弁もあったんですけど、そうすると、これ保険料を上げなくてもいいんじゃないかみたいなこと、そこまではやっぱり至っていないということなのか、なぜやっぱり上げなきゃいけないかというところはどんなふうに考えておられるんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 介護保険の計画におきましては、3年に1回見直しをするということで、30年、31年、32年、3カ年の予定を立てるものであります。3カ年におきまして、当然高齢化率等もやはり増加していくというところも推定としてあらわれますので、そういった部分で一定給付費の増は起こりますので、その分を見据えて介護保険料を設定しております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 議案第16号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」の反対討論を行います。

2000年4月から実施された介護保険制度は、3年に1回市町村で事業計画が見直されます。今回の条例改正により、岩倉市の第7期介護保険事業が進められていくこととなります。

介護保険制度といたしましては、第2次安倍内閣になってからの法改正、この法改正は議事録では括弧つきにさせていただきたいというふうに思いますが、この法改正と介護報酬改定により、新しい総合事業の開始と負担増、給付削減、こういったものが進められていると思います。

具体的に申し上げますと、新しい総合事業の中で、要支援の方のサービスの基準が緩和されたものが認められたり、あるいは住民主体の支援ということで、基準のないサービスが要支援の方等受けられるようになったり、また要介護認定ではなく25項目の基本チェックリスト、この基本チェックリストについても私は問題があるものだというふうに思っていますが、こういった基本チェックリストによってサービスの振り分けも行われたりしています。

利用料も原則1割負担だったものが、2割負担が導入され、さらに来年度

からは3割負担が導入されるという状況です。

高額介護サービス費の負担上限額も引き上げられるということで、非常に重い負担が利用料でかかってきます。さらには、低所得の方が施設入所した場合の負担軽減策、補足給付と言われているものでありますが、これもいろいろな条件がつけられて縮減されていくことになっています。

特別養護老人ホームの入所についても、原則として要介護3以上ということで、まさに保険あって介護なしという状況が、当初制度導入のとき言われましたが、こういった状況はいまだに続いているのではないかというふうに思っています。

さて、今回の条例改正の主な内容につきましては、介護保険料の料率及び基準所得金額の見直しと長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しであります。この間の負担増と給付削減、先ほど申し上げたような内容により、自然増分が抑えられているというふうに思います。そういった中で、予測したほど給付費が伸びていない状況も反映して保険料の引き上げは、それほど大きくなっていないというふうに認識しております。

本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税が課税されている者がいる、こういった世帯が基準とされておりますが、この基準となる世帯の基準額で年額1,700円の引き上げとなっております。

市は、所得段階を12段階にするシミュレーションを行っておりますが、基準額に大きな影響がないということで、現行の11段階を継続していくという方針とお聞きしました。

さらには、第7段階から第9段階のストック分を変更しています。このことも大きいと言えれば大きいことでもあります。例えば、第7段階で190万円未満が200万円未満になったことで、この間にあった10万円の所得の層の人たちにとっては、保険料が抑えられるということもあるわけですが。以前の改定で、これは200万円から190万円に変えた時期がありまして、この10万円の差の中に入っている人たちにとっては重い負担となるということで討論させていただきましたけど、これの逆のことが行われているということで、こういった影響も多少はあるのかなというふうに思っています。

いずれにしても、第9段階以降のところの第9段階より上の段階をさらに細分化するなど、できるだけ基準額を抑える対応をもっととるべきではなかったかというふうに考えます。

高齢者の暮らしは、相次ぐ年金の引き下げ、また消費税増税、物価も上昇しているという中で大変厳しいものがあります。今回の介護保険料の引き上げが、これにさらに困難にさせるものであるというふうに言えるのではない

かというふうに思います。

以上の点で、議案第16号につきましては反対いたします。

◎委員（梅村 均君） 議案第16号につきまして、賛成の立場から討論します。

今回の介護保険制度の一部改正でございます。3年ごとの見直しというのは、さきの討論の中にありましたとおりですけれども、いわゆる平成30年度から平成32年度の保険料が定められていくものであります。

本市の高齢化率は、最新のところでいきますと3月1日現在24.8%となっております。今後とも年々高くなる見込みでございます。

また、要支援、要介護認定者も2025年に向けて増加傾向であることが計画案等で推計されております。

やはり今後、介護を必要とする人が増大することが予想される中、団塊の世代が全て75歳となる2025年を見据えて、より一層介護保険制度のあり方が重要になってくると考えられます。

第7期介護保険事業計画では、保険基準額の設定において、要介護認定者の増加に伴い、介護サービスの利用者も増加することを見込んで保険給付費が増大をする、そのことが反映されたものと考えております。

所得段階の細分化につきましては、第6期で行われているところであります。今回試算をされました試算の結果も踏まえて変更されないということですが、この点は第8期においても引き続きの検討はお願いしたいところであります。

高齢者の自立した生活を支え、介護が必要になっても地域で安心して暮らせるように介護保険制度は安定性と持続性が必要であり、引き続き介護予防事業のさらなる充実に取り組んでもらうとともに、市民にとって必要なサービスを確保し、介護保険制度を維持、運営するためには、今回の改正内容はやむを得ないと考えられます。よって、賛成といたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 他に討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第16号は賛成多数により原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第17号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例と、あと議案第18号の条例の一部改正につきましては、条例そのものが非常に複雑な条例で読み取りにくい部分がたくさんあるものであるということが前提として申し上げておきたいというふうに思います。

そういった中で少し質疑をさせていただきますが、主な改正内容が、これはいわゆる国の法改正、地域包括ケア強化法というものが成立しておりますが、この法律そのものがその内容の多くを政省令に委ねるものということで、ですから今回は省令が出て、それに基づく改正となっているわけでありまして、ですから、法律を決められた段階ではなかなか具体的な内容が詳細に明らかにされないという、そういう中で成立した法律であるというふうにまず申し上げておきたいと思いますが、そういった中で介護医療院の新設だとか、4点にわたる主な改正内容があるというふうに思います。

介護医療院については、どういう状況なのかということについて、本会議の議案質疑の中でお聞きしておりますので、そういったような状況であるというふうに思いますが、この中で、2つ目の身体的拘束等の適正化ということについてまずお聞かせいただきたいと思います。

身体的拘束の適正化という点で言いますと、基準を定めるということでありまして、これまで基準がなかったのかどうかというところがすごく気になるところであります。これまでの基準についての規定等はあったのかどうか、またその規定はどのような形であったのか、どういうところに規定されているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 身体的拘束につきましては、現在の基準におきまして規定はございます。現在の規定では、利用者の生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず行う場合につきましては、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を残すということが規定されているものであります。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

では今回、新たに3点基準が定められておりますが、これというのは、この条例上は初めて規定されることだというふうに思うんですけど、今までの何らかのつくられていた規定に追加されるという、そういう考え方でよろしいのでしょうか、お聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 今回の改正につきましては、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から規定されたものであります。

1つ目としましては、適正化のための指針の整備や適正化対策を検討する委員会の開催、身体的拘束の適正化のための指針を整備すること、介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するという事で、さらなる身体的拘束の適正化を図るものであります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

これまでの規定をさらに強化するという事での規定であるというふうに確認させていただきました。

次に、3つ目及び4つ目の主な改正内容ということで、説明資料の中で幾つか言葉が出てきているので、気になる部分がたくさんあります。例えば、3つ目の療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例ということで、まず医療機関併設型の特定施設というものがわからないものですから、この点についてまず説明をお願いしたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 医療機関併設型の特定施設ということですが、特定施設につきまして有料老人ホーム等が該当になるものであります。現在、整備されていく中で有料老人ホームと医療機関が、医療法人が建設される場合等が多いのかなと思われそうですが、有料老人ホームに医療施設が併設、同一敷地内とかに併設がされた施設であるものかと思いません。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

有料老人ホームが都市部を中心にふえているという状況があるというふうに思います。この是非についてはここでは触れませんが、そういった中で、特例が設けられるということで、サービスが適切に提供されると認められる場合に生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。もう一個が、サービスに支障がない場合に限り浴室、便所、食堂及び機能訓練室の兼用を認めるということでありまして。このサービスが適切に提供されると認められる場合だとか、サービスに支障がない場合に限りという判断、またその4つ目の改定の中にも同じような言葉があります。地域密着型サービス指定基準の緩和等ということで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の中で、利用者へのサービス提供に支障がない場合という言葉があります。さらには、

ずうっと下のほうに看護小規模多機能型居宅介護の中にも、利用者に支障がない場合というような言葉があるわけです。こういったケースというのは、判断はどこが行うのか、どういった状態がそういう認められるケースとなるのか、こういった基準などもあるのかどうか、そういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 人員基準、運営基準が守られているかということにつきまして市の判断で行ってまいります。支障がない場合というものを判断するものは、施設に委ねられるものであるかと思います。

地域密着型サービスにつきましては、運営推進会議等でこういった部分、運営推進会議につきましては、グループホーム、小規模多機能サービス、地域密着型サービス、これは現在市内にある事業所になります。定期的に行われているものでありまして、利用者の家族や地域の代表として民生委員や区の代表者の方、また市の職員、地域包括支援センターの職員が参加をしまして利用者の御意見をいただきながら、適正な運営に努めていただいているものであります。

そういった御意見もいただきながら、この支障がないというものも適正に行われるかどうかということも、御意見、御助言をいただきながら事業者のほうも判断をされていくものであると思います。

◎委員（木村冬樹君） 非常に不安が残るという点なんですね。というのは、やっぱり今、介護従事者の確保という点も、保育士の確保と同様に非常に厳しいものがあるというふうにお聞きします。入ってきてもすぐやめられてしまうだとかということも、私の知っている事業所などではいろいろあるようであります。

今の状況の中で、責任だけ負わされて、非常に厳しい労働の中で報酬は非常に少ないというような状況のもとで、中心となってきた人たちまでもがやめていくというような状況も生まれているというふう聞いています。

そういった中で、こういう緩和することによって、その緩和する判断も事業所が行うケースがあるということで、その事業所はそういう判断をした場合に、そこで働く労働者の状態がさらに厳しいものになったり、あるいは施設が利用者にとって非常に窮屈なものになったりというようなことが懸念されるわけなんですけど、先ほど答弁の中で、それには利用者の会議があつて、そこで意見が述べられるものだから、一定のものが確保できるんじゃないかということだというふうに思いますけど、やはり不安が残るわけであります。

そういった点で、もう少し具体的にお聞きしていきますが、この4つ目の地域密着型サービス指定基準の緩和等という中で、定期巡回・随時対応型訪

問介護看護と夜間対応型訪問介護、岩倉市にはまだやっていないところだというふうに思いますけど、これからサービスを提供する事業者があらわれるかどうかというところだというふうに思いますけど、こういった中でオペレーターという言葉があります。このオペレーターというのは、どういう業務になるのか、兼任がされても支障がないような業務なのかどうか、その辺について判断したいと思いますので、オペレーターの業務内容について把握していればお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 定期巡回・随時対応型訪問介護及び夜間対応型訪問介護等におきまして、オペレーターというものがございます。

オペレーター業務につきましては、利用者からの通報を受けまして、利用者の状況に応じてサービスの手配を行うものであります。オペレーターから通報を、要請を受けました訪問介護員等が利用者の居宅のほうを訪問しまして、入浴、排せつ、食事等につなげるものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 今のことを聞きますと、非常に重要な業務で、1件対応、通報があって、それにサービスの手配をして、万が一兼任が認められるということ、自分がそこに出て行った場合にオペレーターがどうなってしまうのかというようなことで、そういう懸念も少しあるところなんです。そんなことはまずないというふうに思うんですけど、兼任を認めるということは、そういうことも想定されてしまうんじゃないかなあというふうに思うわけなんですけど、そういう懸念はないでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） そういった懸念はないかと思えます。

◎委員（木村冬樹君） そんなこと事業所としてあっちゃならないことだもんだから、オペレーターがそこで出ていくということはないのかなというふうに思いますけど、いずれにしてもそういうところが担保されていないような緩和でないかなというふうに思うところなんです。

それで、まだわからないことがいっぱいあって、例えば介護・医療連携推進会議の開催頻度というところで、これは年4回から年2回とするということになります。この回数を減らすということは、この間岩倉市でも予算を上げて行われてきております介護医療連携推進という、そういういろんな仕組みに対して逆行するものじゃないかというふうに思うんですけど、これはどういうふうに考えますでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 今回の改正では、年4回から年2回に減ったものでございますが、今回の改正につきましては、地域密着型サービスのうちほかの宿泊を伴わないサービスであります地域密着通所介護、認知症対応型通所介護の開催回数にあわせて年4回から年2回にするものであ

ります。

医療との連携等というお尋ねでございますが、看護に当たる部分の提供に関しては、医師の指示書に基づいた意見等が行われて実施されており、医療との連携につきましては、一定保たれているものと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 他の宿泊を伴わないサービスにあわせてということなんですけど、逆に今、介護医療連携推進が言われているところで言いますと、そちらのサービスについても会議の開催頻度を上げていくことが必要でないかなと思うところであります。

この改定については、全部国の基準にあわせてという改定だもんだから、国が決めた基準だもんだから、国が言っていることに非常に矛盾を感じるんですよね。先ほど言ったように、介護従事者の確保が厳しい中で、介護従事者に厳しい労働を押しつける内容になってくるのではないかなとか、利用者にとって窮屈な環境を認めるものになっていかないか、あるいは医療と介護の連携が推進には逆行する内容になってくるのではないかというふうに思うわけで、ここで聞いても、なかなか国がどう考えたかということは答えられる部分じゃないかもしれませんが、そういう懸念が非常にあるということは申し上げておきたいというふうに思います。

それでもう一点、地域密着型の通所介護だとか、認知症対応型通所介護の定員のところなんですけど、ちょっとなかなかわかりづらい表現です。定員数が9人以下から18人以下に引き上げるということで、基準がだから1ユニット9人と考えると、2ユニット以上じゃないと、こういう通所介護については事業所の設置が認められなくなってくるのかなというふうに思ったりすると、その下のところでは、1施設当たりの3人以下から、1ユニット当たりのユニットの入居者と合わせて10人以下とするという見直しで、どう変わるのかというところがなかなかわかりづらいところでありますけど、この辺についてはどのような変更になるんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 今回の改正につきましては、やはり利用の方の促進を図るという目的で行われているものでございますが、例えば認知症の対応型の通所介護においての変更につきましては、今回の改正では、共用型認知症対応型通所介護という部分で変更が行われるものでありまして、認知症の対応型の共同生活介護事業所の居間、食堂とか、あと地域密着型の特定施設、地域密着型の介護老人福祉施設の食堂または共同生活室でこれらの事業所、施設の利用者とともに行われるサービスでございます。

今回の改正では、そのうち認知症対応型共同生活介護事業所の変更はありません。地域密着介護老人福祉施設のうちユニット型の場合、認知症対応型

通所介護の普及促進を図る観点から、1ユニット当たりの入居者と合わせて12人以下とするものであります。これによりまして、定員まで至っていないくて空き室があった場合に、共用型の認知症対応型通所介護として受け入れ人数をふやすことができるといった部分がございます。

やはり施設整備をするというのは、非常にコスト等もかかる中で、こういったその空きスペース等も活用しながら、現在ある資源を活用しながら整備をしていくという目的がございます。

◎委員（木村冬樹君） 細かい点まで質問させていただいて、答えていただいております。

今言った点で言いましても、共用型という言葉は恐らく介護、高齢者と障害者のサービスを一体的に提供していく施設、これが同じ地域包括ケアシステム強化法の中にありますので、そういうところの問題なのかなというふうに思います。

いずれにしましても、労働者の労働実態や利用者にとって非常に窮屈な環境での介護になってしまうのではないかと懸念がいずれにしても拭えないところであります。そういったことを申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。
〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 質疑を終結し、直ちに討論に入ります。
討論はございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第17号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、反対の立場で討論をしたいと思います。

今回の条例改正の主な内容につきましては、法律の改正に伴う省令に基づいて改定をされるということで、国の基準にあわせた形での改定であるというふうに思います。

介護医療院の新設、身体的拘束等の適正化、あるいは施設の基準の緩和、こういったようなものが主な内容であるというふうに思いますが、そういった中で、基準緩和される内容において介護従事者の労働が厳しいものに変わっていくのではないかと懸念が拭えないところであります。介護従事者の確保が非常に厳しい中で、もう少しゆとりのある介護労働の環境をつくっていくことこそ求められているのではないかとこのように思います。

また、利用者につきましても、さまざまな形で介護を受ける環境が非常に窮屈な形に変更されていくのではないかと懸念も残されているところで

あります。

また、共生型サービスという点についても、まだまだ議論が必要である段階であると思います。高齢者と障害者のサービスを一体的に提供していくということにつきましては、もっともっと議論が必要なところであるというふうに思います。

そういった点で、岩倉市の問題ではありませんけど、国の基準そのものが大きくそういう形に変えられていくような改正内容であるというふうに思いますので、以上の点で、この条例改正については反対いたします。

◎委員（須藤智子君） 議案第17号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の立場から討論いたします。

議案第17号は、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて介護ニーズも増大することが想定される中で、市民一人一人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築していくことが重要であります。

そのような中、今後の人口の動向を見ますと、少子・高齢化の進展により介護を必要とする人が増大する一方で、介護を担う側の人が増えることが見込まれており、課題解決のためには専門性などに応じた人材の有効活用や、人員や設備基準の緩和を通じたサービスの提供の効率化を推進することが必要だと言われております。

今回、国の指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令については、介護報酬に係る改定とあわせて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえて改正が行われているものであります。

また、国の基準省令の改正内容については、介護保険サービス等の整備の促進、基準の緩和や利用者の処遇の向上、適切な事務の運営確保の観点から見直しがなされているものです。

岩倉市では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準省令と同様の内容の改正としております。

先ほど反対の方から国の改正についていろいろと御指摘がありましたが、今後地域包括ケアシステムの構築、推進を進める上では必要な改正であると考えられます。

よって、この議案第17号については賛成といたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第17号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

審議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

1時10分再開いたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

◎副委員長（鈴木麻住君） それでは休憩を閉じ、協議を再開します。

続きまして、議案第18号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略しまして、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 前の議案と比較してというところで、少し確認しておきたいと思います。

今回の指定密着型介護予防サービスに関するものにつきましては、主な改正内容としては、介護医療院の新設に伴うもの、それから身体的拘束等の適正化によるもの、そして利用定員の基準緩和ということで、共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点からというところでの基準の緩和という、この3点ということで、それ以外に前の議案にありましたような基準の緩和というものはないということで見てもよろしいのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 委員の言われるとおりでございます。

◎委員（堀 巖君） この基準の緩和について、ちょっとさっき聞くの忘れちゃったんですけども、国どおりということなんですけれども、例えばこの地域の他の自治体でこれを引き下げないというか、緩和しないというような、そういう自治体もあるのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 基本的には、国の基準に基づいて事業がなされると思っておりますが、全ての状況については把握をしております。

せん。

◎委員（堀 巖君） そこら辺で規制緩和については、参酌すべき基準とか、いろんな扱いがあるんですけども、これは自治体ごとに変えてもいいようなものなのか、なかなか変えにくいものなのか、そういうことはどうなんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 今回の改正につきましても、従うべき基準と参酌の基準がございます。参酌の基準としては、介護医療院が追加されたことよっての緊急時の対応というものが入っておるところです。そのほかは従うべき基準となっております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第18号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、反対の立場で討論をしたいと思えます。

今回の条例改正の主な内容は、介護医療院の新設に伴う改正、身体的拘束等の適正化に関する改正、そして利用定員の基準の緩和という3点であるというふうに思えます。

その中で、やはり利用定員の基準の緩和については、国の基準に従うとはいえ、利用者の介護予防サービスを受ける環境が悪化するものではないかという懸念が拭えない状況があります。

以上の点により、この議案第18号については反対といたします。

◎委員（須藤智子君） 議案第18号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の討論を行います。

議案第17号では、要介護者が利用できる指定地域密着型サービスについての改正であり、この議案では要支援者が利用できる指定地域密着型介護予防サービスについての改正であります。

改正内容につきましては、さきの議案第17号と同様のものとなっておりますので、岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についても、この国の基準省令と同様の内容の改正としており、今後、地域包括ケアシステムの構築、推進を進める上では必要な改正であると考えますので、この議案については賛成といたします。

◎委員（堀 巖君） 私も賛成の立場で討論に参加します。

やはり業務が大変になっていくのではないかと、環境が悪化するのではないかという懸念はあるところではありますけれども、この基準が従うべき基準ということで、なかなか自治体ごとでそれにあらがうことはちょっと難しいだろうということに配慮して賛成としますが、この条例ができた後に、やはりそこら辺のことも注意深く見守っていただくということをお願いして賛成といたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに討論はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第18号は賛成多数により原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第19号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で質疑をさせていただきました医療機関との連携促進、あるいは公正中立なケアマネジメントの確保につきましては、これまで以上に推進を図るためにきちんとした明文化を図るという条例改正であるという答弁がありました。その点については、そういう方向で進めていただくということをお願いしたいと思います。

それで、もう一点なんですけど、この主な改正内容という点での指定介護

予防事業における連携先の追加という項目があります。それで、指定特定相談支援事業者というものを加えるということではありますが、この指定特定相談支援事業者という説明も説明資料の中には書いてありますので、大体想定できる場所であると思いますけど、これが追加された意味というものはどういうものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 平成30年の介護保険制度の改正の一つであります、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進の一つといたしまして、障害サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における地域包括支援センター職員と障害福祉制度の相談支援員との連携に努める必要があるということを明確にするものとして、国の基準が追加されたものであります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

平たく言えば、高齢者の介護サービスと障害者へのサービスというものを一体的に提供していく方向が国で示されて、それに基づく改正ということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） これまでが、65歳以前から障害サービスを受けていた方が、65歳になったことによって介護保険サービスに移行するに当たって、非常に事業所をかわらないといけないといったような状況があったものであります。その中で、共生型サービスというのも新しく平成30年度から創設されるわけですが、その前段階としまして、そういった障害サービスの相談支援員と連携をしていくということが明記されたものであると思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第19号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第21号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 確認だけしておきます。

さきの議案第14号と同じような内容ですが、非常に限定されたケースが対象となるということではありますが、この対象者というのは現在いるのか、また今後想定されるのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 現在は、対象者はありません。

今後の見通しにつきましては、先ほども母子医療のほうでも少し御説明しましたが、限られた方が対象になりますので、余り多くふえるという見込みはありませんので、場合によって対象者がふえるということは考えられるんですけど、県をまたいだ住所地を移動した場合に限りますので、余りふえないと考えております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第21号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第21号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、教育こども未来部長から報告事項の申し入れがありましたので許可いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 御案内なんですけれども、先ほど審議いただきました放課後児童クラブ施設、五条川小学校内でございますが、4月1日に、余り盛大にではなくオープニングセレモニーを実施したいというふうに考えております。日時は、4月1日日曜日の午前10時からということで予定をさせていただきたいと思えます。

改めて文書で御案内を差し上げますが、桜まつり期間でもありますし、駐車場にもなっているところだもんですから、施設の前のところで実施をしていきたいと。子どもの施設なもんですから、子どももぜひ参加していただいているということで考えておりますので、改めて御案内を差し上げますが、よろしく願いいたします。御案内は全議員に差し上げます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。長時間にわたる審議ありがとうございました。以上です。